

NZSJ は 1959 年 11 月から数えて、今年は創立 58 年目を迎えております。

日本ニュージーランド協会ニュースレター  
NEW ZEALAND SOCIETY OF JAPAN

# W A I H E K E

7 月号

HP: <http://nzsj.jimdo.com/>

\*\*\*\*\*

## NZ ワインパーティのお知らせ

日時：2017 年 7 月 29 日（土） 13:00～16:00 （12:30 受付開始）

会場：ホテルパークサイド（上野） 10 階

住所：〒 110-0005

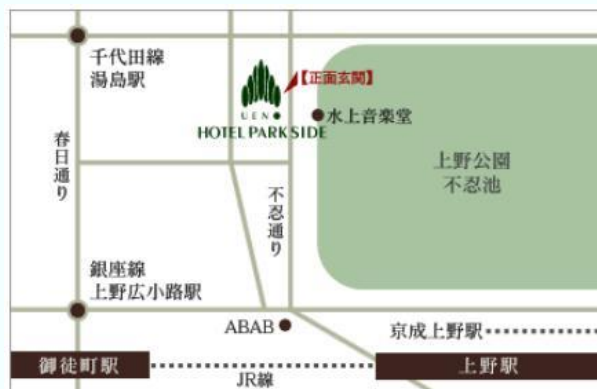
東京都台東区上野 2-11-18 10F

Tel 03-3836-5711

JR 上野駅 不忍口 徒歩6分

地下鉄千代田線湯島駅 2番出口 徒歩1分

会費：5,000 円



○ 出席の申し込みは、7 月 26 日（水）までに下記へご連絡ください。

連絡先：日本ニュージーランド協会公式メールアドレス: [nzsj@outlook.jp](mailto:nzsj@outlook.jp)

## NZSJ 5 月定例会報告

### ニュージーランド日本人ソサイアティ(NZJS)

#### 今井久美子ご夫妻をお迎えして

☆日時 2017 年 5 月 17 日(水) 18:30～21:30

☆会場 TESS 英語スクール 品川本校

☆参加者 (13 名)

- ・NZJS Duxfield(今井)久美子様、Mr.Stephen Duxfield
- ・NZSJ 山崎氏、水野氏、庄司氏、丸山氏、生沼氏、佐藤氏、  
島田氏、石森氏、神谷氏
- ・大王氏、片山氏

☆内容

ご講演(今井久美子様)

#### テーマ”Resouce Sharing(助け合いという名の共同制作)”

今回のご講演は、数十年前より NZ/AKL 日本人ソサイアティの間で大活躍とお聞きしていました今井久美子様をお招きし、「2020 年東京オリンピック」の前年 2019 年に創立 60 周年を迎える吾々”NZSJ”のこれから……！を考える企画として開催致しました。

NZ の女神『今井久美子さん』のパワー溢れる活動のストーリーには感動の嵐でした！

冒頭、1960 年創立(現在創立 57 年)の NZJS の詳細なご説明があり、これまで 850 名のビジネスマン、200 名の学生・市民を巻き込んでの大きな組織へと発展してきた経緯、並びに今後の課題として若い人を如何にしたら呼び込めるか、資金面の協力支援活動等々につきお話されました。(現在 Facebook での繋がりが 400 名強)



続いて、具体的にこれまでの活動内容(Activity)のあれこれに移り

- \* お茶(あの著名なオークランド美術館を舞台に・・・♪)
- \* テーストオブジャパン: ハンズオンの日本文化紹介企画、2年に一度の開催。  
集客数 10,000 人+ボランティア 100 名+動員・・・
- \* 紙のテーマの企画: 折り紙から折り鶴のドレスなど
- \* 和菓子(群馬県高崎市の著名な和菓子屋: 微笑庵とのコラボ)  
オークランド博物館、和食「食べられるアート」(ユネスコ無形文化財登録記念で東京の有名和食店、車屋筆頭料理長を招待してのデモンストレーション、大学でのワークショップ、限定 100 人の会席料理: オークランド博物館)
- \* 和太鼓演奏(手製の段ボールを活用しての太鼓使用！)  
インターネットで情報を集め、手作りの太鼓から始まったハエレマイ太鼓: NZ Got Talent 準々決勝まで進出、先のラグビーワールドカップ公式エンターテイナー登録、来年日本で行われる和太鼓フェスティバル出場予定)
- \* 源氏物語の勉強企画: オークランド大学、AUT 工科大学、一般向け講義など
- \* 日本語教育(night class、アニメ人気もあり日本語学習人気あり♪)
- \* 先のテストオブジャパンで招待したアーティスト水江未来氏とピータージャクソン(キウイ、"ロード オブ ザ リング"の巨匠)との交流

等々、企画達成への日本領事館への働きかけ、AKL 市との協働等々・・・など自己資金がないことが前提のボランティア活動をどう進めればうまくいくのかのノウハウが一杯に詰まったご講演にて、NZJS のメンバーの方々の弛み無いご努力の数々を目の当たりにし、感銘を深く致しました！

更に AKL との姉妹都市(福岡氏、富岡市、加古川市、宇都宮市、品川区)との連携に話に移り、特に福岡市とは密接にコンタクトし、姉妹都市結成 20 周年、30 周年等の節目等に、お互いの交流にご尽力されております。



Mr,Duxfield が本交流の元理事長としてご活躍されたとのことでした。

今井様ご自身のご家族、体験談についてもお話があり、商社マンにて NZ を愛するあまり、NZ に永住を決意されたご両親様、阪神淡路大震災時、数時間生き埋めになった苦い経験、ご両親様の果敢な行動に惹きこまれる様に NZ 渡航を決め、現在に至るまでの数十年に亘り努力邁進なされた NZ への熱き想いの心中を吐露され、会場全体が熱気に満ち溢れたひとときとなりました♪

ここに、NZSJ の為、貴重なお時間・お話を賜りました今井様ご夫妻に深甚なる感謝を申し上げます！

### ◎追伸

上記会の終了後、NZSJ のホームページ作成の話題となり、次回の”NZSJ 定例会”(7 月、ワインパーティ予定)にて、初披露を期し、準備を進める様、参加者全員で確認しました♪

NZ 協会 神谷 尚武 会員

## 季節のご挨拶(2016年) - その4 -

### 日本の存在感

オークランド空港へ到着する友人を迎えに行く前にチェックするサイトがあります。それは **Flight Status** というもので、時刻表の到着時刻に対して、どれだけ早くなるか遅くなるかを示しています。これをみて飛行機の到着予定を確認して、家を出て空港に向います。

このサイトを見て、この国最大の都市オークランドへの到着便を調べてみました。日本からのフライトは一日2便で、東京からのものです。いずれもニュージーランド航空が運航し、日本の飛行機ではありません。過去には日本航空が飛んでいましたが、倒産に伴い姿を消しました。

一方、存在感があるのが中国からのフライトです。北京、上海、広州からの5便に加えて、香港からの3便もあり、圧倒的な存在感があります。この8便のうち、1便はニュージーランド航空の運航ですが、7便は中国の会社のマークの飛行機が飛んでいます。空港での看板表示は英語と中国語（北京語）でされています。観光地に中国からの団体客が溢れているのは、このフライトの多さからうなずけるものがあります。

アジアからのフライトは韓国、タイ、シンガポール、マレーシア、台湾からもあり、それぞれ自前の飛行機を飛ばしています。日本はアジアの中では、ニュージーランドに一番近い国です。そこからの飛行機がないというのは、近年の日本の停滞を意味しているのでしょうか。

姉妹都市関係でいうと、1990年代までは日本とニュージーランドの市区町村と提携は急激に増えましたが、2000年代に入るとその伸びはぱたっと止まり、代わって中国との友好都市（中国では姉妹都市といわず、友好都市という）が急増しています。住んでいる町パエロアは、上海の郊外の地域と提携を結んでいます。100%中国資本の会社がパエロアにある工場を買収し、アイスクリーム会社にして、この12月に稼働を開始しました。生産する製品はこの国では売らず（NZのマーケットを荒らさない）、全量を中国本国に輸出し、最大で地元の50人を雇用しようというのが売りです。パエロアの町には、日本のトヨタ、ホンダ、ニッサン、ヤマハの看板が目立ちます。まだ中国の看板は見当たりませんが、スーパーなどの商店には中国製品が氾濫しています。

### 日本語の料理の名前

寿司が、ポピュラーとなってきました。Sushi というのぼりや看板をよく目にします。寿司以外でも、テリヤキ、テンブラ、ラーメン、うどん、〇〇ドン（丼）、スキヤキ、カツ、サシミなどが、日本語のまま英字で表記されています。

ただ、表記は同じでも中身を見ると「あれっ」と思うものもあります。寿司はワサビ抜きです。小さなプラスチック容器にワサビは入っていて、ワサビ好きの人はこれをつけて食べるようになっています。寿司の種類も、海苔巻きが多く、アドカドロールが主流です。握りの魚は、ほとんどがサーモンです。丼物では、日本で定番のカツ丼、親子丼、うな丼、玉子丼などは見当たらずテリヤキ丼など一風、変わったものとなります。ラーメンは、大体同じです。

### マイナンバー

昨年ちょうど今頃のニュースでは、マイナンバーの通知カードが届かない、配達されない大きな話題となっていました。例年のように、私たちは2月に帰国しました。郵便

物は東京の友人宅に転送扱いしています。ここに届いた郵便物の中には、マイナンバー関連のものはありませんでした。高山に帰り、転入届のこともあり市役所に行きました。ここにも通知カードはありませんでした。しかし住民票を取れば、それにマイナンバーは記載されており、問題ないとのことだったので、住民票を取得しました。

8月に再び帰国し、2月と同じように転入届を出しました。その時、何と通知カードがもらえました。その時、このマイナンバーの仕組みの一部が分かりました。2月に日本に住所があるようになり、そこで市役所から総務省にその旨の連絡が行き、通知カードが発行されました。そして発送されたのですが、転送届けを出しているので転送不可となり、市役所で保管されていたことが分かりました。8月末にいつものように、転出届で行くと、今度は通知カードの返納を求められました。日本に住所がない場合は、マイナンバーのうち通知カードは渡せないとのこと。そうすると年に2回、2月と8月に帰国し、転入と転出を繰り返している私たちは、通知カードをそれぞれの月に数週間保管するということが繰り返えされることになるのでしょうか。

マイナンバー法の施行に伴い関係団体は、税務署に提出する支払調書にマイナンバーの記載が義務付けられました。そのためこれら団体は、マイナンバーの収集という仕事が必要となりました。これら団体へ通知カードがないことを説明するのは、なかなか難しいものがあります。それは日本に住所のあるマイナンバーの収集の担当者が、自分の例を基に考え、当然、通知カードが私たちにもあると思ってしまうからです。

マイナンバーのことで言えば、個人番号カードを取得する方法もありますが、郵便物の転送手続きをかけているので、果たして取得できるのかどうか不明です。

## 年金

Jも今年60歳となり、日本の年金が貰えるようになりました。Jは年金については、10年ほどしか掛金を払っていなかったもので、貰えるのをほぼ諦めていました。年金を貰うには、25年間払い続けなければならないという条件には、到底達しそうにもなかったからです。年金国会といわれた2000年代、それに続く政権交代があり、このハードルがぐっと下がってきました。年金事務所の相談も、とても丁寧に親切にしてくれるようになりました。この頃の相談で、外国人には特例があることが分かりました。持っているパスポートを全部持って年金事務所へ行き、2日間で延5時間かけて調べてもらったこともありました。その結果、受給できることが分かったのです。60～65歳までは、少ないとはいえ日本で年金が貰えます。

これで一息ついたとはいえ、次の課題が浮上してきました。NZの年金は65歳から貰えます。年金は税方式が採用されているため、受給者は掛け金を払わなくても年金が貰えます。法律でいろいろと変わりますが、条件としてはNZに10年以上住み、うち50歳代でその半分以上、NZに住んでいるというものです。これにはJは合致するものと思います。しかし大きな問題が控えています。JはNZの税居住者ではなく、日本の税居住者です。このことはNZの税当局との長い長い交渉の末、決定されたものです。決定的だったのは、Jの収入がNZでのものがなく、すべて日本からのものというところにありました。Jにとってこのことは朗報でした。NZでは基本的に控除の考えがなく、また必要経費はほとんど認められませんし、税率が高いです。一方、日本の税金は、ずっとJの収入程度では有利です。

さてそこで、今後5年の間にNZで貰うようにするか、日本で貰うようにするかを決めなければなりません。両方からもらうということは出来ません。多分、NZで貰った方が多いでしょう。JはNZで年金の原資となる所得税を払っていません。所得税を払ってなくて

も年金が貰えるのか、年金事務所に打診したことがあります。

窓口対応は酷いものでした。事前にアポイントメントを取っていないと相談にも乗ってくれません。ようやく相談できて人によっては貰えるといい、また他の人は貰えないといえます。この人たちにとって、所得税を払わずに、この国に住んでいること自体が考えられないのです。しかし、そのようなこともあるとして相談に乗ってくれる人には、悲しいながら出会えそうにもないのではないのでしょうか。少し複雑なことがある時は、お役所に相談するより、自分でそのことをインターネットで調べるようにしています。しかし、Jのことは特別すぎて、出てきません。日本での年金事務所の扱いは、今になってみると夢のようです。このようなお役人を育てたのは、気のいい納税者のNZ人たちと思うと、悲しくなってきます。Hはかねがね、現実的な対応として無難な方法として、日本で貰うことを主張しています。NZで年金は貰えるようになった、しかし税金の扱いはNZの税居住者となったのでは悲惨なことになります。

## 入 籍

2007年から私たちは事実婚を続けてきましたが、今年の2月の帰国の際に入籍しました。これまで入籍しなかったのは、個人的や家族の理由ではなく、戸籍制度の違いにありました。Hは日本国籍、Jは英国籍です。日本には戸籍制度があり、個人情報網羅されています。一方、英国には戸籍制度はないので、在日英国大使館ですでに結婚をしていないという証明をしてもらう必要がありました。

そのためには本人が大使館に出向き、担当大使館員と面接し、婚姻要件具備証明書を作成してもらわなければなりません。面接の後、大使館ではJの結婚する旨の公示を3週間行い、意義がなければ書類を作成するとなっていました。いつもJの日本滞在は1ヶ月以内で、この手続きをする時間的な余裕がないまま過ぎてきました。ところが最近になり、公示の手続きが不要となり、即日、交付を受けられるようになりました。昨年8月の帰国の際、手続きに必要なHの戸籍謄本を取得し、婚姻要件具備証明書を発行してもらいました。8月には再び高山へ帰って、入籍手続きするだけの時間がないため、今年の2月帰国の時に、婚姻届を出すことにしました。

次の問題は、この8月に発行された書類が半年後の2月にも有効かということでしたが、これは問題なく受理され、手続きは終了しました。

ネットで見てもよく分からなかったことに、名前(姓)のことがありました。しかし国籍の違う者同士の結婚については、夫婦別姓でもいいことが分かり、今までどおりの名前を使っています。

## 還 暦

Jは今年、還暦を迎えました。オークランドでの高校時代の仲よし3人組で、還暦のお祝いをしようと昨年からは相談を重ねてきました。3人のうち2人はNZに住み、もう一人は豪州に住んでいます。昨年からはどうするかの相談が続いていました。一つの案として出たのは、南太平洋のどこかの島で開こうというものがありましたが、いつの間にか、没となりました。ノルウェーの画家ムンクの絵に「橋の上の少女たち」というのがあります。夕暮れに満月が昇ってくるのを3人の少女が、橋の上の欄干に凭れて眺めているという構図です。この3人組の出会ったのも、「橋の上の少女たち」の年恰好によく似ています。お祝いのイメージは、この絵にありました。

そして今年になり3人のうちの一人で、オークランドに住むカースティの家に集まることになりました。セッティングから料理まで、すべて彼女が引き受けてくれました。

4月2日(土)に、3人とそれぞれの配偶者にカースティのお母さんも当日は同席しました。フランス料理、ギリシャ料理、イタリア料理に混じって、Jに関係ある日本料理の鮭とアボカドのロール巻きも供されました。

還暦といえば、日本では特別なお祝いとなりますが、ここNZでは60歳だけでなく、区切りのいい歳なら65歳でも、50歳でも自分で納得できる年齢でお祝いをします。しかし大きな違いがあります。これはその歳となった本人が、会場を決め、食べ物や飲み物を準備し、参加者の費用負担は一切なしというスタイルで行われます。

今回、3人は健康で出会えたことに気をよくし、次回は70歳に再開することで話が纏まりました。



ー続くー

NZ 協会 ジリアン・ヨーク理事

年会費納入お願い 会員の方は2017年度の年会費 3,000 円を例会ご出席時にお支払い願うか、郵便局でお振込み下さい。振込はゆうちょ銀行 記号 10180 番号 74818531 名前 ニュージーランド・キョウ。なお郵便局の振替用紙(払込取扱票)を用いるときは口座記号番号: 00190-1-743478 加入者名: 日本ニュージーランド協会をお願い致します。

次回 2017年10月

10月例会

NEW ZEALAND SOCIETY OF JAPAN (日本ニュージーランド協会)

2017年度理事 (会長以外は50音順)

会長: 山崎 弘子 理事: 麻生 敏子、生沼 玲子、真島 由香、佐藤 松雄、  
島田 勝弘、庄司 桂一郎(副会長)、丸山 有紀子(会計)、水野 伸夫(副会長)、  
Jillian Isabelle Yorke 監事: 梅谷 要 顧問: 黛 雅男